

「生活扶助基準改定に関する最高裁判決に伴う生活保護費の追加給付」の申出要件の判定フローチャート

給付対象期間に川口市で生活保護を受けていましたか？

【給付対象期間：平成25年（2013年）8月から令和8年（2026年）3月まで】

はい

**令和8年7月22日（処分日）時点で、
川口市で生活保護を受けていましたか？**

いいえ

**川口市での生活保護が廃止になったのは
令和8年3月1日以降ですか？**

はい

はい

令和8年2月から6月までの間に
生活保護費を世帯主本人名義の
口座への振込で受け取りましたか？

はい

いいえ

いいえ

申出は不要です（注）

8月中旬以降に川口市から「保護追加給付決定通知書（はがき）」をお送りします。

※令和8年1月以降に生活保護を受け始めた場合は対象外となる場合があります

申出が必要です（注）

申出書類の提出が必要です。
申出書類を希望される方はコールセンターまでお問い合わせいただくか追加給付相談窓口へ本人確認書類を持参の上お越しください。

いいえ

川口市では対象外です
(川口市以外の市区町村
で生活保護を受けていた
場合は(注)をご確認く
ださい)

(注) 給付対象期間中に川口市以外の市区町村で生活保護を受けていた場合、当該期間分の追加給付については、当時生活保護を受けていた市区町村を管轄する福祉事務所へお問い合わせください。